

【報告用】

<NPO法人 甲賀・湖南成年後見センターぱんじー事業運に関する聞き取りについて>

聞き取り期間；平成28年7月13日～8月2日のうち5日間

聞き取り機関数；10か所

聞き取り機関

高齢者関係機関	両市包括支援センター、ケアマネ連絡協議会代表（2事業所）
障がい者関係機関	サービス調整会議運営委員1名、基幹相談支援センター、両市障がい福祉課
その他	両市社協

【聞き取り内容】

- 設立からこれまでの取り組み（相談事業、後見制度啓発、申立支援、支援者支援に対する評価の聞き取り）

①相談事業について

【聞き取り結果】

- 役に立ったが8か所、役に立たなかったまたは役に立った実感を得られていないが2か所であった。

（意見の内容＜抜粋＞）

- なんでも相談においては他の職種との交流が刺激になっている。
- 支援困難ケースは包括支援センターへ相談し、そこからぱんじーへ相談というルートができている。直接相談しなくともぱんじーへの相談につながっている。
- ケースの検討を行う社会資源が増えることになり良いと思う。
- 後見制度以外の相談もして良いので助かる。
- グレーゾーンや隠れたニーズに対する対応もしてもらえている。
- 客観的な支援方針の助言役としても役立つ。
- 虐待に関して、人権、権利という視点での制度的アドバイスがありありがたい。
- 司法専門職への相談もつなぎやすくなつた。
- 成年後見制度に関しては明確な相談窓口として紹介できるようになった。
- 権利擁護支援の社会資源として両市に位置付けられたという感じはしている。
- 相談者にとって制度に関してよりそいながらの支援や、ほったらかしにならなくなっている。
- 障がい分野では親族や家族だけが本人に関わるべきという感覚が強く、広く制度の周知することを含めて考えるとなんでも相談会だけでは不足するかと思う。

【考察】

各種相談事業について、一定の評価がされていることがわかった。「ぱんじーはなくてはならないもの」「相談して、すぐに動いてくれるところがあるのは心強い」という高い評価をされた機関もあった。

一方で、権利擁護全般にかかる相談事業を行っている認識が薄い機関もあり、「なぜそれほど相談件数が多いのか?」という発言もあった。

日常的にはんじーを活用されている機関については、はんじーにつなぐことが、自身の相談支援過程に位置付けられているようであるが、ソーシャルワークスキルが未熟な機関や支援者に関しては、積極的にはんじーの機能をPRし、理解を求める工夫が必要だと感じた。

成年後見制度につながったケースへの専門職後見人へのサポートについても高い評価があり、はんじーが申立支援を行い、後見人へのサポートに関わっているケースと、そうでないケースについては、選任後の支援に大きな差があることがわかった。

②普及、啓発事業について

【聞き取り結果】

●普及されてきていると感じるは7カ所、わからないについては3カ所であった。

(意見の内容<抜粋>)

- ・年間1～2人は後見制度に関する相談がある。
- ・会議の場で制度利用の話が関係者からも出るようになってきている。
- ・ニーズの発掘につながっている
- ・親族で世話をすることの思いが強いことや、報酬に対する拒否感から制度利用に積極的な雰囲気になっていないことが見受けられる。

【考察】

どの機関ともに、はんじーが設立されたことにより、格段に成年後見制度の普及がすすみ、身近なものになったと評価された。

出前講座などを通して、専門職や相談支援従事者に対する普及はすすんだが、市民への普及、啓発については不十分であることも認識した。

③成年後見制度申立支援について

【聞き取り結果】

●役に立ったが5カ所、わからないが5カ所であった。

(意見の内容<抜粋>)

- ・家族や親族が把握できていない場合などに申立支援する機関があることは必要。
- ・親族での申し立てを行う場合に支援してもらえることで負担が減った。
- ・申し立てが必要かどうかの見極めも一緒してもらえることが助かる。
- ・申立については関係者で協議するため、その後に連絡するものと思っており、申立が必要かどうかという時点からの相談対応があるとは思っていなかった。

【考察】

行政においては市長申立や申立に関する見立て、検討について相談できることを含め、成年後見制度に関する相談の受け手が明確になった実感がある様子であったが、その他の機関からは申立支援は申立書類の作成代行や、作成援助という手続き支援という認識になっていたことがわかった。相談援助としての申立支援のあり方は明確な線引きでの説明は難しいが、現状の関係機関等の申立支援に関する認識は手続き援助であることが明確になった。

④研修事業について

【聞き取り結果】

●役に立ったが6カ所、役に立たなかつたが1カ所、わからないが3カ所であった。

(意見の内容<抜粋>)

- ・本来は組織内での人材育成が必要ではあるが、ぱんじー主催の研修に参加してもらうことでそれぞれの職員の質の向上や育成にも役立っている。
- ・多職種の方が参加するため、研修に参加することで名刺交換などを行いつながらができたことは役に立つた。

【考察】

事例検討会をはじめとする、支援者向けの研修会については、いずれも高い評価が得られた。「多職種連携」や「権利擁護支援」をテーマとした研修は、他ではできない、ぱんじーならではなので、今後も継続する声が多くあった。

2. 今後のはんじーが力を入れて行っていくべきと思われる事業について、聞き取りを行う
また、具体的な事業内容について①相談事業、②普及・啓発、③申立支援、④研修事業、
⑤法人後見受任、⑥支援者支援、⑦地域づくりの7項目の中から聞き取りを行う。

【聞き取り結果】

- 法人後見受任については7カ所の機関から希望あり。また、法人後見受任についての対象像については、報酬が見込めないが3カ所、身上監護に重きが必要が2カ所、専門職など個人での受任が難しい支援困難な方が6カ所であった。

(意見の内容<抜粋>)

- ・法人後見受任についてははんじーのみで受任することは物理的な不安がある。
- ・支援関係者との関係が取りにくいうえで、はんじーの受任が良い
- ・現在の相談事業や申立支援での関わりにより受任者と本人が予め面談できていたりすることもあり関係性が取りやすい。
- ・現在の相談事業にも継続して力が入れていけるのであれば法人後見受任もしてもらいたい。
- ・相談事業や申立支援により専門職後見の調整や受任後のサポートがあることで受任しやすい環境を作られているので継続の必要がある。
- ・人員や体制により法人後見受任は判断すべき、プロパー職員の確保が優先。ただ、身近な存在としてはんじーが受任することの意味はある。
- ・はんじー以外での法人での法人後見受任は考えにくい。
- ・宙に浮いてしまうケースがあると問題であるため、そういうケースの受任は必要であるが、制限のない受任はしないほうがよい。

【考察】

各機関とともに、法人後見事業については、「報酬が払えないケース」「専門職個人では負担が大きい困難ケース」に限定した受任を望む声が多くあった。

受任よりも現在の相談事業、普及啓発、研修事業の継続を充実させてほしい。という意見が多かった。

【聞き取り全体における考察】

法人後見の受任準備をすすめるにあたり、ぱんじーの会員や関係機関が現在のぱんじーの事業や法人後見受任に対してどう評価し、期待をされているのかを調査した。

当初は、法人後見受任を期待されてセンターが設立されたのであるが、実際、相談事業を始めると、成年後見制度に関わらず、権利擁護支援ニーズへの相談支援が多いこと、そして、それらに介入することの重要性を我々同様、地域の支援者も実感されていることがわかった。

「ぱんじーが専門的、客観的な視点で意見をしてもらえる」「どう介入すればいいか悩んだ時に、『ぱんじーに相談しよう』と、浮かぶ」「法的な助言がほしいときに、ぱんじーに相談しようと思う」という声を聞かせてもらえたことは、相談支援に重きを置いてきた結果だと捉えている。

しかしながら、法人後見受任を待ち望んでいる状況であることも明らかになつたので、計画通り、そして、ぱんじーが受任するべき事例を明らかにしたうえで、受任をしていきたい。

ぱんじーが抱える継続できる法人運営については、「人」「財政基盤」という課題は大きく、その2点については、行政との議論を継続していくことが重要である。行政の担当者が1年単位で交代している現状や、高齢者・障がい者福祉および権利擁護に関する仕組みや構想に違いがあることから、今後もそれらの調整に時間と労力を要することが予想される。

そのため、法人の体制として、相談支援に携わる人材だけではなく、行政との折衝を主に担うことができる体制整備が急務である。